



# うちなー健康経営宣言

第 1111 号

令和 4 年 10 月 26 日 登録  
令和 年 月 日 更新

## 代表者メッセージ

私ども國場組は「安全・健康はすべてに優先する」という理念のもと、労働災害ゼロや社員の健康増進に取り組んでおります。

会社の活性化や生産性の向上は、社員が健康であってこそもたらされるものであり、また、社員の健康増進がひいては沖縄県の活性化にもつながるものと信じ、今後も社員の心身の健康づくりをサポートして参ります。

## 取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年 1 回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 従業員に対して健康意識を向上させる取組みを行う。
5. 適正飲酒対策に取り組む。
6. 血圧管理に取り組む。
7. メンタルヘルス対策に取り組む。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。